

**BOISE VALLEY**  
ECONOMIC PARTNERSHIP

ボイシ・バレー経済開発パートナーシップ

# アイダホ州 外国直接投資 ツールキット および リソース・ガイド

アイダホ州および米国への投資を  
検討している外国企業向け総合ガイド



# 目次

この外国直接投資（FDI）ツールキットは、ボイシ都市圏およびアイダホ州での拠点の設立を目的とした国際企業向けの包括的ガイドの提供を目的としています。当社の地域経済開発チームが作成した本ツールキットには、事業規制、会社設立、ビザ、法的要件に関する重要な情報がまとめられているほか、現地の労働力、教育機関との提携、主要な地域リソースについても紹介しています。総合的な情報リソースとして、外国人投資家が、米国の事業環境を効率的に把握し、十分な情報に基づいて意思決定を行い、アイダホ州の事業エコシステムへ円滑に参入できるように支援しています。

## 01 立地選定およびボイシ都市圏の概要 立地選定の概要、BVEPについて

## 02 米国における事業体の設立および雇用に関する考慮事項 事業設立、労働法、ビザ

## 03 金融・開発 銀行サービス、与信枠、税制、優遇措置、開発プロセスおよび建設

## 04 タレント・パイプラインおよび労働力 職業訓練、技術プログラム、人材支援機関

## 05 外国貿易地帯

## 06 参考情報および連絡先

### 免責事項

本ツールキットは、あくまで参考情報として提供されています。本資料は、企業が米国への事業拡大、移転、または投資を検討する際に知識を深められるよう、公開されている情報源や一般情報をまとめたものです。本資料は、法的、財務的、または税務上の助言を構成するものではなく、そのような助言として依拠すべきものではありません。ビジネス上の決定を行う前に、有資格の法務、財務、および税務専門家への相談をお勧めします。提供される情報の正確性を確保するために万全を期しておりますが、その完全性または信頼性について、明示的か黙示的かを問わず、いかなる保証もいたしません。

**BOISE VALLEY**  
**ECONOMIC PARTNERSHIP**

ボイシ・バレー経済開発パートナーシップ

# 立地選定および ボイシ都市圏の概要





# 立地選定プロセス

## 検討事項

はじめに以下に、立地選定プロセスを開始する際に検討すべき要素を記載しています。

01

### 労働力および労働市場分析

タレント・パイプライン、人件費、労働力の質

02

### ロジスティクス・サプライチェーンへのアクセス

サプライヤーおよび顧客

03

### 事業環境

インセンティブ、税制、および規制

04

### 不動産の供給状況およびコスト

供給状況、交通アクセス、および公益サービス

05

### 財務コストおよび時間

事業コストおよび所要期間

## 推奨される専門サービス

- ・ 国際税務専門家
- ・ 米国税務アドバイザー
- ・ 企業法務弁護士
- ・ 保険専門家
- ・ 銀行業務パートナー
- ・ 貿易・関税アドバイザー
- ・ 立地選定コンサルタント
- ・ 不動産専門家
- ・ ビザ・移民弁護士

ご希望があれば、紹介先の連絡先をご提供いたします。

# 投資チェックリスト

以下に、立地選定プロセスを開始する際に検討すべき要素を記載しています。

投資計画	備考
事業設立および拡張戦略計画	
アドバイザーの選定	
関税課題の分析	
税務分析の実行	
実行計画の策定	

拡張戦略の策定	備考
拠点・労働力・立地選定の分析	
税額控除・インセンティブ・助成金の評価	
運用分析	

税務および事業体計画	備考
事業形態および組織構造の決定	
管轄（州）の決定	
EIN および州税 ID の取得 - 税務登録	
州務長官への登録	
連邦および国際税務計画の策定完了	
州および地方税務計画の策定完了	
雇用税および源泉徴収の算出	

人事計画	備考
社会保障および従業員向けのその他福利厚生 の確認	
医療保険制度改革法および雇用主責任の評価	
非米国籍従業員のビザ取得	

会計および財務報告	備考
会計ソフトウェアまたはプロバイザーの選定	
会計・報告手続きの決定	
財務監査要件の特定	

施設に関する検討事項	備考
不動産の確保	
必要な許認可の取得	
技術・IT ニーズの確立	

出典：SelectUSA投資ガイド



# BVEPについて

## ボイシ都市圏での事業機会情報を提供する総合情報ガイド

ボイシ・バレー経済開発パートナーシップ（BVEP）は、ボイシ・バレーへの移転、起業、または事業拡大に関心のある企業や起業家に対し、個々のニーズに合わせた機密性の高いサービスおよび立地選定に向けた支援を無償で提供しています。

### 地域リソースとの連携



労働者支援機関、公益サービス教育機関、および行政機関などの地域パートナーや各種リソースと企業を結びつけ、移転や事業拡大のプロセスの円滑化を図ります。

### 国内マーケティング



全国規模のキャンペーン、展示会、デジタル・マーケティング、メディア広報活動を通じてボイシ都市圏をPRし、新たな事業および投資の誘致を推進します。

### カスタム・データ分析



経営判断の支援を目的とする個別対応型の調査やデータの提供、および企業のニーズや立地選定プロセスを考慮したデータの提供を行います。

## ボイシ・バレー経済開発パートナーシップ スタッフ紹介



クラーク・クラウス  
代表理事



ベス・アイネック  
経済開発担当  
ディレクター



ケイトリン・サイズ  
イベント・マーケティング担当  
マネージャー



# アイダホが選ばれる理由

## 競争優位性



人口  
2,001,619人



労働力  
1,010,662人

## 経済的優位性

- 事業環境
- 労働力拡大
- 教育プログラム（アイダホ大学、ボイシ州立大学など）
- インフラ：西海岸および中西部市場へのアクセス、競争力の高いエネルギー・コスト、豊富な水資源
- 生活の質
- 農業：200億ドル規模の産業
- 先端製造技術：Micron（マイクロン）、ON semiconductor（オン・セミコンダクター）、HP、Plexus（プレクサス）

### 位置

太平洋岸北西部に位置するアイダホ州は、北東にモンタナ州、東にワイオミング州、南にユタ州とネバダ州、西にオレゴン州とワシントン州と接しています。さらに北部では、カナダのブリティッシュ・コロンビア州ともわずかに国境を接しています。

### 重点産業分野

- 先端製造技術
- 農業テクノロジー
- 食品加工
- テクノロジー  
および  
イノベーション

### 貿易経路

加えて、アイダホ州は西海岸特有の高コストを伴わずに西海岸市場への直接アクセスが可能です。アイダホ州は太平洋港湾に近接し、I-84、I-15、I-5といった米国内の物流網の主要ルートへのアクセスを備えた中央部に位置しているため、効率的な物流、低い運営コスト、そして国内外市場へのアクセスを求める企業にとって戦略的な拠点です。

### 西海岸市場

同州は、特にコロンビア川およびスネーク川水系を通じて、国際貿易ルートへの戦略的アクセスという利点を有しています。この地理的条件により、農産物の輸出、天然資源、製造品における重要な輸送・物流拠点としての役割が強化されています。



# ボイシが選ばれる理由

ボイシはアイダホ州南西部、ボイシ川沿いに位置しています。同州の州都であり、州内で最も人口の多い都市です。この都市はトレジャー・バレー地域の一部であり、メリディアン、ナンパ、コールドウェルといった近隣の都市もこの地域に含まれています。



人口  
845, 877人



労働力人口  
453, 975人



年齢中央値  
38歳

## 対象産業



## 地元発企業の本部



**MICRON**  
(マイクロン)



**SIMPLLOT**  
(シンプロット)



**CLEARWATER**  
(クリアウォーター)

### 交通

- ボイシ空港 - 直行便27都市、乗継便（1回）350都市へのアクセス可能
- アジア太平洋地域との輸出入における、太平洋沿岸の港湾（シアトル、ポートランド、オークランド）と近接
- 米国内の物流網の主要ルート（I-84/I-15/I-5）の中心に位置

### 生活の質

全米有数の住みやすい地域の一つとして評価され、清潔な中心市街地とアウトドア・レクリエーションへのアクセスを備えています。

**BOISE VALLEY**  
ECONOMIC PARTNERSHIP

ボイシ・バレー経済開発パートナーシップ

# 米国における事業体 の設立および雇用に関 する考慮事項

# 事業設立

在宅ビジネスを含むすべての事業者は、事業を開始する前に、アイダホ州務長官に事業名および事業形態を登録する必要があります。

## アイダホ州での事業登録

### 免責事項：

事業の開始を検討している方は、事業形態を最終決定する前に、法務・税務専門家への相談を慎重に検討することが推奨されます。本概要は、かかる法的助言に代わるものではありません。

### 01 事業の法的形態の選択

法的形態（LLC、株式会社、パートナーシップなど）を選択する前に、特に事業所有者が複数存在する場合には、弁護士へ相談することを推奨します。（本書に記載されている情報は、弁護士による法的助言に代わるものではありません。）法的な事業形態によって税務申告の時期や方法が異なるため、会計士の支援が必要となる場合もあります。

\*法律および会計に関する紹介先については、本ツールキットの裏面をご覧ください。

**パートナーシップ** — 2人以上の個人または事業体が営利目的の事業を行います。

■ ジェネラル・パートナーシップ

■ リミテッド・パートナーシップ

■ リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ

**リミテッド・ライアビリティ・カンパニー** — 株式会社と同様の有限責任による保護、そしてパートナーシップや個人事業主と同様の連邦税上の優遇措置を兼ね備えています。

**株式会社** — 所有者（株主）とは独立した法的事業体であり、非公開会社または公開会社となり得ます。（公開会社は一般に株式を発行します。）



### 参考リソース

本情報は、州務長官の「**Register a Business**（事業登録）」ウェブページより提供されています。事業体制に関する詳細については、<https://sos.idaho.gov/business-services-resources/choosing-a-business-entity/>をご覧ください。QRコードをスキャンしてください。



### 02 商号および事業体（法的形態）の登録

法的形態を選択した後に、登録を行う必要があります。事業活動を行う前に、商号および事業形態をアイダホ州務長官事務所に登録する必要があります。事業登録情報は公的記録となります。

氏名や住所など、登録フォームに記載の情報は、一般に公開されます。事業登録には、18歳以上である必要があります。州務長官のウェブサイトには、事業登録の方法に関するチュートリアルが掲載されています。

■ 事業形態がLLCまたは株式会社となる場合、その名称は事業体登録の一部として登録されます。

■ 個人事業主やパートナーシップは、商号（DBA）の届出を行います。

■ パートナーシップも「**Statement of Partnership Authority**（パートナーシップ権限届出書）」を提出します。

## 03

### 州機関への登録

事業に従業員を雇用する場合、小売販売を行う場合、または宿泊施設を提供する場合は、**IBRS** フォームを提出して、アイダホ州税務委員会、アイダホ州産業委員会、およびアイダホ州労働局にも登録する必要があります。

注：本フォームは、州務長官に商号および法的形態を登録した後に記入してください。

- 従業員を雇用しない場合、小売販売を行わない場合、または宿泊業に従事しない場合は、本フォームに記入しないでください。



IBRSフォームは  
こちらをスキャン

#### 免責事項：

事業の開始を検討している方は、事業形態を最終決定する前に、法務・税務専門家への相談を慎重に検討することが推奨されます。本概要は、かかる法的助言に代わるものではありません。

## 事業登録サポートをお求めの方へ

### 法務

GIVENS PURSLEY LLP

HAWLEY  
Troxell  
Attorneys & Counselors

Holland  
& Hart

### 会計および税務



KPMG

# 連邦雇用法

米国で事業を立ち上げる際には、企業は、全米で適用される連邦法と州ごとに異なる場合がある州法の両方を遵守しなければならないことを理解しておくことが重要です。連邦の労働・雇用法は以下のとおりです。

## 雇用機会均等委員会 (EEOC)

法律	正式名称	目的
Title VII	1964 年公民権法第 7 編	人種、肌の色、宗教、性別、または国籍に基づく差別を禁止する。
ADA	障がいを持つアメリカ人法 (1990 年)	障がいのある有資格者への差別を禁止し、合理的配慮を義務付ける。
ADEA	雇用における年齢差別禁止法 (1967 年)	40 歳以上の労働者を年齢に基づく雇用差別から保護する。
EPA	平等賃金法 (1963 年)	性別に関係なく、同一労働に対して同一賃金を義務付ける。
GINA	遺伝子情報差別禁止法 (2008 年)	遺伝情報に基づく雇用差別を禁止する。

## 米国労働省 (DOL)

法律	正式名称	目的
FLSA	公正労働基準法 (1938 年)	最低賃金、時間外手当、児童労働に関する規制、および記録管理業務を定める。
FMLA	家族・医療休暇法 (1993 年)	対象となる従業員に対し、家族や医療上の理由による最大 12 週間の雇用保障付き無給休暇を付与する。
ERISA	従業員退職所得保障法 (1974 年)	民間部門の退職金および健康保険給付計画の基準を設定する (内国歳入庁と分担)。
OSHA	労働安全衛生法 (1970 年)	安全で健康的な労働環境を確保する (労働省内の OSHA 機関による施行)。
WARN	労働者調整・再訓練予告法 (1988 年)	大規模な一時解雇や工場閉鎖の際の事前通知期間を 60 日とする。
USERRA	軍人雇用・再雇用権法 (1994 年)	米国軍に服役する個人の雇用権を保護する。

## 全米労働関係委員会 (NLRB)

法律	正式名称	目的
NLRA	全国労働関係法 (1935 年)	従業員による組織化、労働組合の結成、団体交渉の権利を保護する。

## 国土安全保障省、移民・税関執行局

法律	正式名称	目的
IRCA	移民改革統制法 (1986 年)	雇用主に対し、従業員の米国就労資格の確認 (I-9 フォーム) を義務付ける。当該フォームは_____のウェブサイト入手可能。

## 内国歳入庁 (IRS)

法律	正式名称	目的
ACA	医療保険制度改革法 (2010年)	一部の雇用主に対して、健康保険の提供および加入状況の報告を義務付ける。
ERISA	従業員退職所得保障法 (1974年)	福利厚生プランの法令遵守に関する税務関連事項を監督する (労働省と分担)。

### アイダホ州 - 主要な州規定事項

アイダホ州は概ね連邦基準に従っていますが、失業保険、労災補償、および労働権法などの分野では、追加の要件が設けられている場合があります。以下に、一部の州法を概説します。

01

#### 「ライト・トゥ・ワーク」労働権法

- アイダホ州は「ライト・トゥ・ワーク」労働権法を設けている州であり、従業員は雇用条件として労働組合への加入や金銭的支援を強制されることはありません。この法律は、公的部門および民間部門の従業員の双方に適用されます。

02

#### 最低賃金

- アイダホ州の最低賃金は時給7.25ドルで、これは連邦の最低賃金と同水準です。
- 「チップ受給」従業員については、雇用主は最低時給3.35ドルの直接賃金を支払う必要があり、チップと直接賃金の合計が最低賃金に満たない場合は、雇用主はその差額を補填しなければなりません。



#### 参考リソース

アイダホ州労働省の賃金・労働時間局は、アイダホ州の最低賃金法や賃金支払法を含む、州の賃金・労働時間関連法の執行を担当しています。賃金に関する法律の詳細については、QRコードをスキャンしてください。



03

#### 差別禁止・機会均等

- アイダホ州法では、性別、宗教、人種、肌の色、出身国、障がい、および年齢（40歳以上）に基づく雇用（採用、昇進、解雇など）における差別を禁じています。
- これらはアイダホ州人権委員会（IHRC）によって施行されています。

04

#### 兵役休暇

- アイダホ州法では、州兵または予備軍の隊員である従業員が現役任務に召集された際の雇用保護を設けています。雇用主は、こうした従業員が復帰した際、一定の条件の下で、以前の職務に復帰させなければなりません。

05

#### 陪審員義務による休暇

- アイダホ州法では、従業員が陪審員としての職務を遂行するために休暇を取得できるよう定められています。雇用主は、従業員がこの国民的義務を履行する場合に、報復措置を講ずることはできません。一方で、この休暇が有給か無給かについては、法律には明記されていません。

# 入国管理およびビザ

米国を訪問または就労するためには、すべての外国籍の人がビザを取得する必要があります。米国国務省および米国市民権・移民業務局は、外国人による入国のための米国ビザ手続きを管轄しています。渡航の目的やその他の事項により、米国移民法の下で必要なビザの種類が決定されます。

## ビザの種類および移住の選択肢

01

### B-1ビザおよびビザ免除プログラム / ESTA

事業関係者との相談、契約交渉、遺産相続の手続き、あるいは教育・専門職・事業関連の会議やカンファレンスへの参加を希望する外国人の方を対象としています。米国での本格的な就労は認められていません。

02

### 就労ビザの区分

#### H-1B

H-1Bプログラムは、専門職の労働者、または卓越した資質と能力を有するファッション・モデルとして、非移民の外国人を雇用しようとする雇用主を対象としています。

#### H-2B

H-2Bプログラムは、特定の規制要件を満たす米国の雇用主または代理人が、一時的な非農業職の求人を埋めるために外国人を米国に招へいすることを認めるものです。

#### TN

カナダおよびメキシコのみ対象。特定の職種に限定。

#### E-3

オーストラリアに限定。専門職を対象。

#### O-1

O-1非移民ビザは、科学、芸術、教育、ビジネス、またはスポーツの分野において卓越した能力を有する者、あるいは映画・テレビ業界において卓越した実績を証明できる者を対象としています。

#### L-1

L-1ビザは、国際組織の一員である米国の雇用主が、関連する海外の事務所から米国内の事業所へ従業員を一時的に転勤させることを可能にするものです。

■ L-1Aビザは、管理職および幹部社員の社内転勤に適用されます。

■ L-1Bビザは、組織の利益に関連する専門知識を有する従業員の社内転勤に適用されます。

### ビザに関する追加情報

- ビザ政策の最新情報など、米国ビザの手続きに関する情報については、国務省の旅行情報ウェブサイトをご覧ください。
- ビザは米国への入国を保証するものではありませんが、海外から渡米する外国籍の人が米国の入国地点（通常は空港や陸路の国境）へ移動し、米国への入国許可を申請することを可能にするものです。

### 移民に関する法的支援

- ミシェル・ウィリアムズ氏 - 会長、移民弁護士、Hawley Troxell (ホーリー・トロクセル)
  - [mwilliams@hawleytroxell.com](mailto:mwilliams@hawleytroxell.com)
  - +1-208-388-4947
- サマンサ・ウルフ氏 - パートナー、Holland & Hart (ホランド・アンド・ハート)
  - [sdwolfe@hollandhart.com](mailto:sdwolfe@hollandhart.com)
  - +1 303-295-8479

# 入国管理およびビザ

## 03 投資家・トレーダー向けビザ

### E-1

E-1非移民ビザの区分では、条約締結国の国民が、自己の責任において国際貿易に従事することのみを目的として、米国への入国が許可されます。

### E-2

E-2非移民ビザの区分では、条約締結国の国民が、米国の事業に多額の資本を投資する場合に、米国への入国が許可されます。

## 04 就労に基づくグリーン・カード

### EB-1

EB-1ビザは、卓越した能力を有する者、傑出した教授または研究者、あるいは多国籍企業の幹部社員である申請者を対象としています。

### EB-2

EB-2ビザは、高度な学位またはそれに相当する資格を有する者、あるいは卓越した能力を有する者を対象としています。

### EB-3

EB-3ビザは、熟練労働者または専門職の申請者を対象としています。

### EB-4

EB-4ビザは、宗教関係者、アフガニスタンおよびイラクの通訳者、放送関係者などを含む、特定の移民群を対象としています。

## 05 投資家向けグリーン・カード

### EB-5

EB-5ビザは、米国において一定数の雇用を創出する見込みのある、最低額（80万ドル）の資本投資を意図する申請者を対象としています。



### 参考リソース

SelectUSA（セレクトUSA）投資家ガイド提供による情報。SelectUSAは、米国商務省主導の米国政府プログラムであり、雇用創出につながる米国への事業投資の促進、ならびに経済開発が米国経済において担う重要性の啓発に重点を置いています。入国管理やビザに関する詳細については、QRコードをスキャンしてください。



**BOISE VALLEY**  
**ECONOMIC PARTNERSHIP**

ボイシ・バレー経済開発パートナーシップ

# 金融・開発



# 銀行・金融

## 01

### 米国での銀行口座開設

通常必要とされる書類の参考リストは以下の通りです。

- FEIN（連邦雇用主識別番号）確認書（またはSS-4フォーム）
- 法人書類（事業体設立証明書および事業運営方針を含む）
- 実質的所有者情報
- 写真付き身分証明書
- 住所証明書
- 米国内の事業所所在地



### 参考リソース

国際貿易局提供による情報。米国の銀行口座開設に関する詳細については、QRコードをスキャンしてください。



## 02

### 与信枠

米国での与信枠の開設には、銀行やその他の金融機関で個人向けまたは事業向けプランに申し込むことができます。解決策としては、個人のクレジット・スコアが良好であることが求められる無担保の与信枠や、企業の在庫や個人の投資ポートフォリオなどの資産を担保とする有担保の与信枠などが挙げられます。お申し込みの際は、確定申告書や財務諸表などの個人および事業に関する財務書類をご用意いただき、年齢、事業年数、FICOスコアに関する最低要件を満たしていることをご確認ください。

# アイダホ州の税制および優遇措置

## 税還付インセンティブ (TRI)

- 売上税、給与税、法人所得税について最大30%の還付。
- 都市部で最低50人、農村部で最低20人の雇用創出が必須。
- 郡の平均賃金を上回る賃金設定が必須。 \*\*
  - エイダ郡 - 70,582ドル
  - キャニオン郡 - 51,909ドル
- 企業による、当該インセンティブが自社の意思決定における重要な要因であることの証明が必須。

\*\*：アイダホ州商務省2026会計年度賃金

## アイダホ州ビジネス優遇制度

- 要件
  - 最低10人の新規雇用の創出
  - 新施設への最低50万ドルの投資
  - 年収4万ドル以上の賃金
- メリット
  - プロジェクト期間中にアイダホ州内に導入される新規の減価償却対象の有形動産に対する、3.75%の拡充投資税額控除。
  - 投資税額控除対象外の新規の工場、建物、および構造部材に対する、2.5%の不動産改良税額控除。
  - 納税者または請負業者が支払った、建設された財産に係る売上税および使用税の合計額に対する25%の還付。
  - 時給24.04ドルの新規雇用に対する、1,500ドルから3,000ドルの新規雇用税額控除。
  - 各郡の委員会による、新規投資価値の全部または一部に対する一定期間の固定資産税の免除。

## 3%の投資税額控除

- すべての新規有形動産（機械および設備）に対する3%の投資税額控除。
- 14年間の繰越、または適格投資対象の動産に対する全税目の2年間の免税（所得税負担額の最大50%まで相殺可能）。

## アイダホ・セミコンダクターズ・フォー・アメリカ法

- アイダホ州の適格半導体企業に対する、対象となる建設・建築資材の購入における売上税および使用税の免除。

売上税および使用税 6.0%

法人所得税 5.3%

個人所得税 5.3%

固定資産税の免除

個人所有資産のうち最初の25万ドルは課税対象外。

最低賃金 7.25ドル

労働組合加入 5.0%

アイダホ州は、いわゆるライト・トゥ・ワーク州（労働組合への加入が雇用条件とされていない州）に該当する。



## 参考リソース

アイダホ州商務局提供による情報。利用可能な優遇措置に関する詳細については、[commerce.idaho.gov/incentives-and-financing/incentives/](https://commerce.idaho.gov/incentives-and-financing/incentives/)をご覧ください。QRコードをスキャンしてください。





# 不動産および開発プロセス

以下に、立地選定後における手順と想定スケジュールの概要を記載いたします。

アイダホ州をはじめ全米において、開発プロセスは通常、明確な手順に従って進められます。まずは企画段階です。ここでは、アイデアを具体化し、基本的な情報を収集します。次に、実現可能性を評価します。「需要はあるか」、「コスト面では問題ないか」、また「現地の規制は事業に有利か」といった点を評価します。次に、立地およびエンジニアリング面での検討を行い、土地や公益サービスがプロジェクトに対応できるかを確認します。その後、銀行や投資家、あるいは地域の支援プログラムを通じて資金調達を行います。次のステップは、承認手続きと請負契約の締結です。具体的には、建設業者との連携や地方自治体からの許可の取得です。承認が下り次第、着工します。建物の完成が近づくにつれ、テナントや購入者の確保に向けたマーケティング活動を開始します。最終的にプロジェクトは運用・管理段階へと移行し、建物が実際に利用され、将来にわたって維持管理が行われることとなります。

## 不動産調査

BVEPでは、現地の専門家と提携し、お客様の具体的なニーズに合った商業用・工業用不動産の選定と評価を支援いたします。プロジェクト要件を共有していただくことで、お客様に代わって対象を絞った不動産調査を開始いたします。主に考慮すべき要素には、以下が挙げられます。

- 建物の規模
- 屋外保管スペースまたは敷地面積の要件
- 用途地域の要件
- 既存施設かビルド・トゥ・スーツかの選好
- 賃貸または購入の選択肢
- 公共サービスに関する要件：電力（kWまたはMW、ピーク負荷）、天然ガス、水（1日あたりのガロン量）、排水（1日あたりのガロン量、成分負荷、ピーク流量）、光回線
- 交通アクセス：敷地への進入要件、道路アクセス、および鉄道の利用可能性

## 開発プロセス

**01** 開発準備段階

**02** 市場、財務、および政治面での実現可能性

**03** 立地・エンジニアリング分析

**04** 資金調達

**05** 契約交渉および公的承認

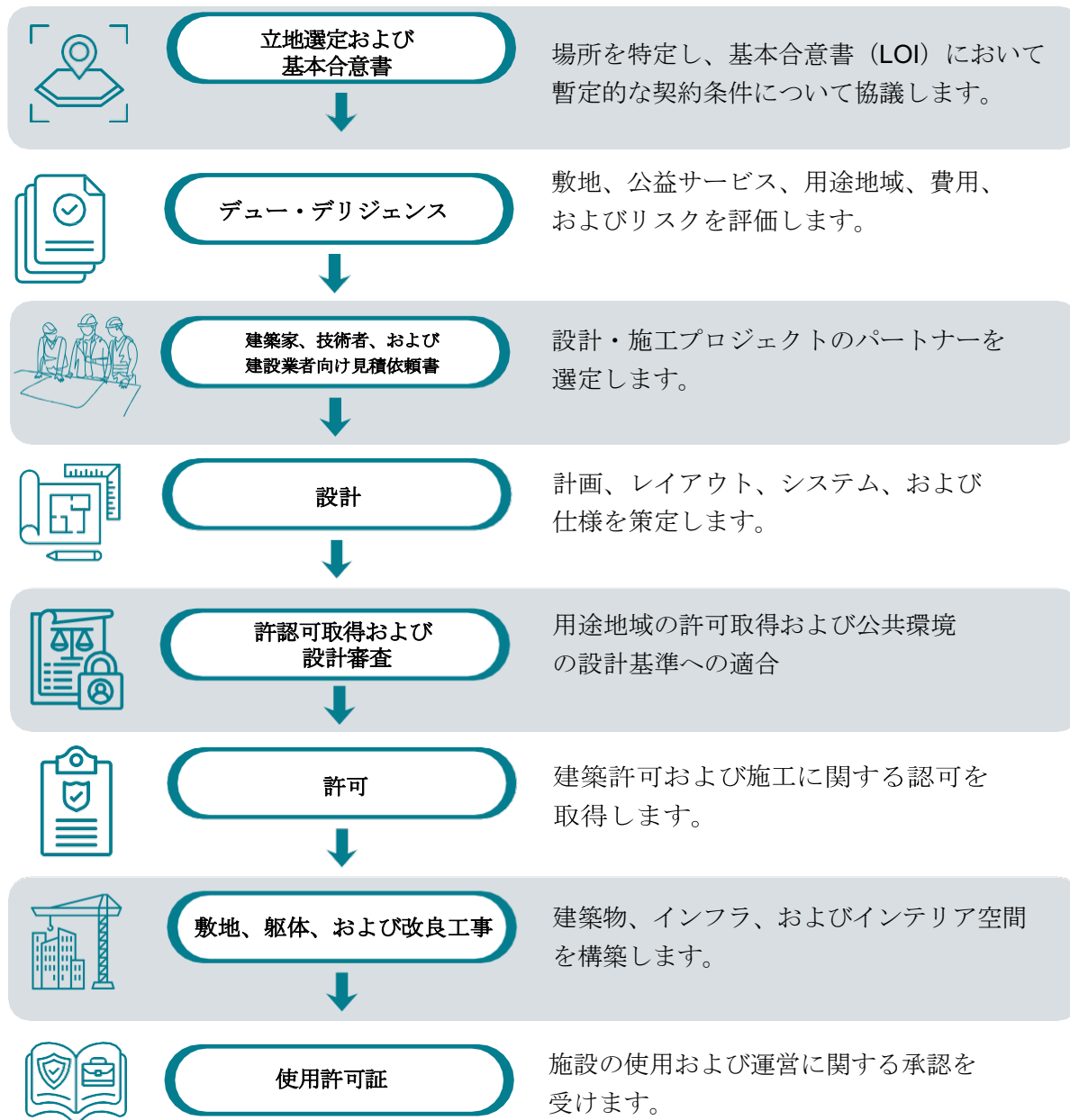
**06** 建設

**07** マーケティング

**08** 建物の運用および管理

# 建設管理

建設プロジェクトごとに、その内容はそれぞれ異なります。以下に、米国施設の計画・承認・建設・開業までの一般的な段階的プロセスを記載いたします。



## 参考情報

BVEPでは、企業の初期段階における立地選定について、無料で支援を行っています。立地が決定次第、BVEPはご希望の自治体と連携し、その後の建設プロセスを円滑に進めるよう支援いたします。

**BOISE VALLEY**  
**ECONOMIC PARTNERSHIP**

ボイシ・バレー経済開発パートナーシップ

# タレント・ パイプライン および労働力

# タレント・パイプライン

BVEPでは、現地の労働市場に関して、初期採用や事業拡大プロセスにおける知見をお客様に提供しています。本プロセスの推進にあたり、お客様のパートナーとしてご支援いたします。以下に、採用および事業拡大プロセスを進める際に役立つ可能性のある、当社の戦略的人材パートナーを紹介いたします。

提携は、当社の活動の根幹をなすものです。お客様が自社の人材を理解しているように、当社は市場を熟知しています。ともに取り組むことで、確かな成果につながるソリューションを提供します。BVEPでは、**Strategic Partners**（ストラテジック・パートナーズ）との提携を通じて専任の「ワークフォース・グループ」を編成し、同グループがお客様の採用部門と連携し、ニーズを精査の上、成功に向けた最適な戦略を策定いたします。

## 戦略的人材パートナー

人材の採用および育成活動を軸に、官民が一体となった強固な連携が構築されています。当社の公的パートナーが提供するサービスは、主に採用支援と研修に重点を置いています。

01

### アイダホ州労働局

- 市場参入する企業主に対し、カスタマイズされた包括的な支援を提供
- 立ち上げ初期段階において、同機関のオフィス・スペースを無料で利用可能
- 派遣会社スタッフによる従業員の募集活動、選考、および採用業務の支援
- 特定企業のみを対象とした就職説明会の開催、あるいは地域の大規模な就職説明会への参加

02

### アイダホ州労働力開発協議会

- 当協議会による、雇用主または研修提供者主催の研修プログラムに対する資金援助の機会を提供
- 「アイダホ・アダルト・ローンチ」プログラム
- 「アイダホ・ローンチ」プログラム
- 地域の職業訓練パートナーや採用機会が限られてきた人材層との連携

03

### Idaho Manufacturing Alliance

(アイダホ・マニュファクチャリング・アライアンス)

- タレント・パイプライン管理プログラム
- 職業訓練制度の管理
- 採用・雇用支援
- 従業員の定着とエンゲージメント向上のためのベスト・プラクティス

04

### College of Western Idaho (カレッジ・オブ・ウェスタン・アイダホ)

- ボイシ都市圏に拠点を置くコミュニティ・カレッジで、3万1,000人以上の学生が在籍
- 業界向けカスタマイズ研修プログラム
- 職場実践型の学習プログラム
- 高度なメカトロニクス分野の職業訓練
- 対面式英語研修および職場研修の成人向け学習機会

## 労働力の増加

2020年1月から2025年1月にかけて、ボイシ都市圏の労働力人口は**7万7,000人**増加しました。当地域は、人口流入が著しい、急成長を続ける地域です。

## 立ち上げ期間

採用活動の本格化に最適な時期は、季節雇用の契約が終了した人材を確保できる早春から、夏の農業シーズン開始前にあたります。

## 採用スケジュール

戦略の策定と現地パートナーの活用により、ボイシ・バレーでは4~6か月の期間で1,000~2,000人の従業員の迅速な採用を実現できます。

## 人材派遣会社

- Elwood Staffing (エルウッド・スタッフィング)
- Adecco (アデコ)
- Express Employment (エクスプレス・エンプロイメント)

## 管理職の採用

専門職や上級管理職の採用支援において、ボイシに拠点を置く企業**TalentSpark** (タレントスパーク) は、アイダホ州随一の人材紹介会社です。

# キャリア・パス および研修

## 研修プログラム

確固たるキャリア・パスの構築は、優秀な人材の採用と定着において極めて重要です。アイダホ州には、従業員の育成や長期雇用に向けたキャリア・パスの構築に取り組む雇用主を対象とする支援プログラムが複数存在しています。

### 01

#### 労働力開発協議会

アイダホ州労働力開発協議会は、州内のパートナー機関を結びつけ、すべての地域で質の高い職業訓練や教育を受けられるよう取り組んでいます。

- 労働力開発訓練基金、雇用主あたり最大25万ドルの助成金
  - 応募は四半期ごとに受理されます。
    - 10月の会議（決定）に関する申請締切日：9月19日
    - 1月・2月の会議に関する申請締切日：1月1日
  - 資金は、研修プログラムの費用として利用できます。転用可能な資格が取得できるプログラムが優先されます。トレーナーの給与は助成対象となります。または、研修提供者者と提携することも可能です。例としては、フォークリフト運転者の資格などが挙げられます。

「アダルト・ローンチ」プログラム

- ○ アイダホ州在住者に対する、スキルアップ研修の受講を支援するための助成金です。短期研修プログラムの参加費は、大人1名につき3,500ドルです。例として、商用運転免許の取得が挙げられます。助成金は個人に直接支給されますが、雇用主が求める研修費用に充てることも可能です。

「アイダホ・ローンチ」プログラム

- ○ 本プログラムは、オートメーション、ロボティクス、メカトロニクスなどの専門技術を支援しています。

タレント・パイプライン管理（TPM）

- ○ TPMは、体系化されたデータ主導型の連携体制を通じて企業を結集させ、業界のニーズに即した戦略の整合を図ることで、スキル・ギャップや人材定着といった労働力に関する共通の課題に対処します。

#### 「アイダホ・ローンチ」 プログラム

アイダホ州の公的資金によるプログラムであり、高校卒業生に対し、需要の高い分野での就職に向けた教育・訓練費用を賄う助成金を提供しています。対象となる教育機関や認定訓練プログラムにおいて、最初の資格取得または準学士号の取得に対して、最大8,000ドルが支給されます。

### 02

#### 職業訓練

職業訓練とは、実務研修と座学を組み合わせ、給与を受け取りながら専門的な技能や職業を習得する職業訓練プログラムのことです。

- Idaho Business for Education（アイダホ・ビジネス・フォー・エデュケーション）によるユース・アプレントイスシップ・プログラム
  - ユース・アプレントイスシップ・プログラムでは、16歳から24歳までの若者を対象に、アイダホ州での職業訓練や就職の機会を提供しています。即戦力となる人材の育成には、政府、企業、教育機関の連携が不可欠です。本プログラムは、教育、実務経験、そして高等教育、職業訓練、資格取得への機会を提供します。
- Idaho Manufacturing Allianceによるメンテナンス・オートメーション技術者職業訓練制度。

### 03

#### College of Western Idahoの連携事業

College of Western Idaho（CWI）は、ボイシ都市圏にある公立の2年制コミュニティ・カレッジであり、準学士号、専門技術学位、職業訓練、基礎スキル教育など、多様なプログラムを通じて、手頃な価格で誰もが利用しやすい教育を提供しています。

- カスタマイズされた研修ソリューション。
- 職場実践型学習に向けた連携。
- 学生の早期教育段階における採用機会の創出。

**BOISE VALLEY**  
**ECONOMIC PARTNERSHIP**

ボイシ・バレー経済開発パートナーシップ

# 外国貿易地帯



# 外国貿易地帯

外国貿易地帯（FTZ）とは、米国内に指定された区域であり、そこでは商品が米国の関税地域外にあるものと同様に扱われます。そのため、国際貿易に従事する企業に対して関税の繰延または免除が可能となり、その他の優遇措置が提供されます。

## 01 仕組み

- 同地帯に入った輸入品は、米国の関税地域外として扱われます。
- 関税や税金は、商品がFTZから国内向けに出荷される場合にのみ支払われます。FTZから輸出される商品は、関税が完全に免除される場合があります。
- FTZ内では、輸出または米国への搬入に先立ち、商品の保管、加工、組立、または製造を行うことができます。

## 02 主なメリット

- 商品が米国内の流通に入るまで、関税や税金の支払いを繰延または減額することができます。
- 通関手続きを簡素化し、書類作業や遅延を削減します。
- キャッシュ・フローの改善、在庫保有コストの削減、および物流の効率化により、コストを削減します。
- 利益率の向上と市場投入までの期間の短縮が期待できます。

### 参考リソース

Idaho Manufacturing Alliance提供による情報。外国貿易地域に関する詳細情報については、QRコードをスキャンしてください。



## 輸出入に関する法律

米国および取引先地域で適用される法令の把握と遵守は、ビジネスの成功に必要不可欠です。詳細については、上記コードをスキャンしてください。

## 輸出支援プログラム

アイダホ州中小企業開発協議会は、アイダホ州におけるお客様の輸出活動を支援いたします。詳細については、上記コードをスキャンしてください。



Doing Business Here

## Incentives & Taxes

In addition to our great quality of life and low cost of doing business, the State of Idaho, local counties and cities within the Boise Metro can offer a variety of incentives and tax credits for qualified companies that are considering relocating or expanding in the Boise Valley. The Boise Valley Economic Partnership stands ready to help your business. We can create a custom package of information for your company with a personalized incentive review. Let us make it easy for you. Call Clark Krause today at (208) 863-9675 or email ckrause@bvep.org.

### Incentives

**Tax Overview**

<b>Tax Reimbursement Incentive (TRI)</b> Companies creating new, high-wage jobs in Idaho can receive up to a 30% reimbursement on sales, payroll and corporate income taxes for up to 15 years. Companies must pay wages above the county average and create at least 50 new jobs in an urban area or 20	<b>Idaho Business Advantage</b> The Idaho Business Advantage incentive package offers an array of tax credits, sales-tax rebates, and property tax exemptions. To be eligible, businesses must invest \$500,000 or more in new facilities and create 10 or more new jobs with salaries averaging \$40,000 a
---	--

Navigation: WHY BOISE? ABOUT US NEWS & EVENTS Contact Us

See Why Boise [▶](#) Watch Full Video [▶](#)

[BVEP.ORG](https://bvep.org)

LinkedIn : [BoiseValleyEconomicPartnership](https://www.linkedin.com/company/boisevalleyeconomicpartnership)

Facebook : [Boise Valley Economic Partnership](https://www.facebook.com/BoiseValleyEconomicPartnership)

## 当社スタッフの紹介



クラーク・クラウス  
代表理事



ベス・アイネック  
経済開発担当ディレクター



ケイトリン・サイズ  
イベント・マーケティング担当  
マネージャー

## 国内での受賞実績

働く家族にとって最高の都市第1位  
EVELATE (エレバート)、2025年2月

訪れるべき都市トップ25  
National Geographic (ナショナル・ジオ  
グラフィック)、2024年10月

西部で住みやすい街ランキング  
(メリディアン第3位、ボイス第5位、ナンパ第16位)  
Livability (リバビリティ)、2024年7月

若手社会人におすすめの都市トップ15  
Pheabs (フィーブス)、2024年5月

経済成長が著しい都市ランキング  
(ナンパ第1位、メリディアン第7位) CoWorking  
Cafe (コワーキング・カフェ)、2024年7月

**BOISE VALLEY**  
ECONOMIC PARTNERSHIP

ボイシ・バレー経済開発パートナーシップ

# リソース および連絡先

# 人材パートナー企業 連絡先

## アイダホ州労働局

ダン・ホームズ氏

マネージャー、ボイシ支店

電話：+1 208-696-2568

Eメール：Daniel.Holmes@labor.idaho.gov

## アイダホ州労働力開発協議会

ウェンディ・セクリスト氏

事務局長

電話：+1 208-488-7561

Eメール：wendi.secrist@wdc.idaho.gov

## Idaho Manufacturing Alliance

クリス・ケリー氏

人材開発・人材パイプライン管理

電話：+1 208-550-9296

携帯：+1 208-999-1119

Eメール：chris@idmfg.org

## College of Western Idaho

オータム・ブラース氏

戦略推進室 企業向け教育部門責任者

電話：+1 208-869-2304

Eメール：autumnbraase@cw.edu

## 人材配置／採用現地パートナー

### Elwood Staffing

ステイシー・ヘンズラー氏

地域マネージャー

携帯：+1 208-615-0323

Eメール：stacy.henzler@elwoodstaffing.com

### TalentSpark

アリソン・ブルース氏

採用担当副社長／パートナー

携帯：+1 720-335-2419

Eメール：abruce@talentspark.com

### BVEP支援

BVEPでは、追加の労働力データ提供や雇用主との面談手配など、多岐にわたる形でお客様をサポートし、ご希望のパートナー企業と皆様をお繋ぎいたします。詳細やご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

# 紹介元の連絡先情報

## 開発部門

Adler industrial (アドラー・  
インダストリアル)  
マイク・アドラー氏  
adler@adler-industrial.com  
専門分野：産業



Ahlquist (アールクイスト)  
マーク・クレバリー氏  
mark@bvadev.com  
専門分野：商業、産業



Gardner Group (ガードナー・グループ)  
デビッド・ワリ氏  
david@gardnercompany.net  
専門分野：産業、複合用途、オフィス



Hendricks Commercial Properties (ヘンドリ  
ックス・コマーシャル・プロパティーズ)  
ロブ・ガービッツ氏  
rob.gerbitz@hendricksgroup.net  
専門分野：商業、不動産開発



Sudler Industrial (サドラー・  
インダストリアル)  
ブライアン・サドラー氏  
bsudler@sudlerco.com  
専門分野：産業



## 建設部門

Andersen Construction (アンダ  
ーセン・コンストラクション)  
マット・ブランドフォード氏  
mblandford@anderson-const.com  
専門分野：産業、商業



ESI Construction  
(ESIコンストラクション)  
リー・シュラック氏  
leeschrack@esiconstruction.com  
専門分野：産業、商業



HC Company (HCカンパニー)  
ジェレミー・バーバー氏  
Jbarber@hcco-inc.com  
専門分野：産業、商業



Petra Inc. (ペトラ)  
ジェームズ・マックアイザック氏  
jmacissac@petrainc.net  
専門分野：産業、商業



## 工学・建築部門

CSHQA  
シャイロー・シェーバー氏  
shiloh.shaver@cshqa.com  
専門分野：工学、建築



HDR Engineering  
(HDRエンジニアリング)  
カレン・サンダー氏  
karensander@hdrinc.com  
専門分野：工学、建築



# 紹介元の連絡先情報

WSP USA Inc.

デイブ・シャーマン氏

[dave.sherman@wsp.com](mailto:dave.sherman@wsp.com)

専門分野：工学、建築



## 不動産部門

CBRE

カレナ・ギルバート氏

[Karena.gilbert@cbre.com](mailto:Karena.gilbert@cbre.com)

専門分野：不動産仲介、オフィス、産業、小売



TOK Commercial

(TOKコマーシャル)

マイケル・バラントイン氏

[njb@tokcommercial.com](mailto:njb@tokcommercial.com)

専門分野：不動産仲介、オフィス、産業、小売



PMF Investments

(PMFインベストメンツ) PMF CAPITAL MANAGEMENT

ブライアン・フランクリン氏

[brian@pmfinvestments.com](mailto:brian@pmfinvestments.com)

専門分野：不動産開発投資会社



## 人材採用部門

TalentSpark (タレントスパーク)

アリソン・ブルース氏

[acunningham@talentsparkllc.com](mailto:acunningham@talentsparkllc.com)

専門分野：マーケティング、業務運営



## 法務部門

Givens Pursley, L.L.P

GIVENS PURSLEY LLP

(ギブنز・パースリー法律事務所)

デボラ・ネルソン氏

[den@givenspursley.com](mailto:den@givenspursley.com)

専門分野：商法、不動産

Hawley Troxell

(ホーリー・トロクセル)

トム・モートル氏

[tmortell@hawleytroxell.com](mailto:tmortell@hawleytroxell.com)

専門分野：ビジネス、商業、雇用福利厚生



Holland & Hart

(ホランド・アンド・ハート)

ジャクリーン・ウォルトン氏

[ADBennett@hollandandhart.com](mailto:ADBennett@hollandandhart.com)

専門分野：商法、不動産、移民法



# 紹介元の連絡先情報

## 銀行部門

Mountain West Bank

(マウンテン・ウェスト・バンク)

カイル・フォーク氏

kkfaulk@mountainwestbank.com



## 会計・税務部門

CliftonLarsonAllen, LLP

(クリフトンラーソンアレ  
ン) メロディ・ルヴァスール  
氏

Melody.LeVasseur@claconnect.com



First Interstate Bank

(ファースト・インターステート・バンク)

ジェフ・フーン氏

jeffrey.huhn@fib.com



KPMG

メロディ・ルヴァスール氏

Melody.LeVasseur@claconnect.com



Hillcrest Bank

(ヒルクレスト・バンク)

コレット・レンチ氏

colette.lentsch@hillcrestbank.com



Idaho First Bank

(アイダホ・ファースト・バンク)

ブライアン・ファーロング氏

bfurlong@idahofirstbank.com



Washington Trust Bank

(ワシントン・トラスト・バンク)

アンディ・ベイティア氏

abeitia@watrust.com

